

西いぶり広域連合事務局設置条例施行規則

平成 12 年 3 月 28 日
規 則 第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、西いぶり広域連合事務局設置条例（平成 12 年条例第 6 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織、事務分掌等)

第 2 条 条例第 2 条に規定する事務局の事務を分担処理させるために共同電算室及び総務課を置き、総務課に総務係を置く。

2 前項に規定する共同電算室及び総務課の事務分掌は、別表のとおりとする。

3 条例第 2 条第 2 項第 9 号に規定する共同電算センターの施設の呼称は、西いぶりデータセンターとする。

(職員)

第 3 条 事務局に事務局長、共同電算室に室長、総務課に課長、総務係に係長（以下これらを「事務局長等」という。）を置く。

2 総務係に必要な職員を置く。

3 広域連合長は、必要に応じて事務局次長、主幹、課長補佐、副主幹、副参事及び主査を置くことができる。

(職務)

第 4 条 事務局長等の職にあるものは、分掌事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

2 係員は、上司の命を受け、分掌事務に従事する。

(職位)

第 5 条 事務局長は部長職、事務局次長及び室長は部次長職、課長及び主幹は課長職、課長補佐及び副主幹は課長補佐職と、係長、副参事及び主査は係長職とする。

(事務代理等)

第 6 条 事務局長等の職にあるものが事故あるとき、又は不在のときは、広域連合長は事務代理又は事務取扱いを命ずることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成 13 年 10 月 31 日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年3月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成18年11月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成20年9月3日から適用する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	事務分掌
共同電算室	1 西いぶりデータセンターの施設整備に関する事 2 西いぶりデータセンターの維持管理に関する事 3 共同電算処理システムの整備に関する事 4 共同電算処理システムの運用管理に関する事 5 ハウジングシステムの運用管理に関する事 6 共同電算に係る物品の調達、出納保管管理等に関する事 7 その他共同電算処理に関する事
総務課	1 広域計画の策定に関する事 2 広域連合議会に関する事 3 広域の振興及び課題の調査研究並びに連絡調整に関する事 4 規約、条例、規則等の制定改廃に関する事 5 職員の任免、分限、懲戒及び服務並びに勤務条件に関する事 6 給与、議員報酬及び報酬に関する事 7 職員の福利厚生に関する事 8 予算及び決算に関する事 9 財政計画に関する事 10 物品（共同電算に係るものを除く。）の調達、出納保管管理等に関する事 11 公印の保管に関する事 12 車両に関する事 13 庁舎の管理に関する事 14 情報公開に関する事 15 廃棄物の処理計画の策定に関する事 16 廃棄物処理施設の施設整備及び維持管理に関する事 17 最終処分場の維持管理及び浸出水水質管理に関する事 18 都市公園施設の施設整備及び維持管理に関する事 19 リサイクルプラザの施設整備及び維持管理に関する事 20 その他共同電算室に属さない事